

別紙第4

避難準備段階の計画

要旨	<p>まだ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、市は以下のとおり対処します。</p> <p>①速やかに住民の避難が実施できるよう所要の準備を完了します。</p> <p>②武力攻撃災害の発生に備え、発生の際は速やかに対処します。</p> <p>③関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。</p>
----	---

関連する計画等

市	地域防災計画、市立病院避難計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画
指定地方 公共機関	国民保護業務計画

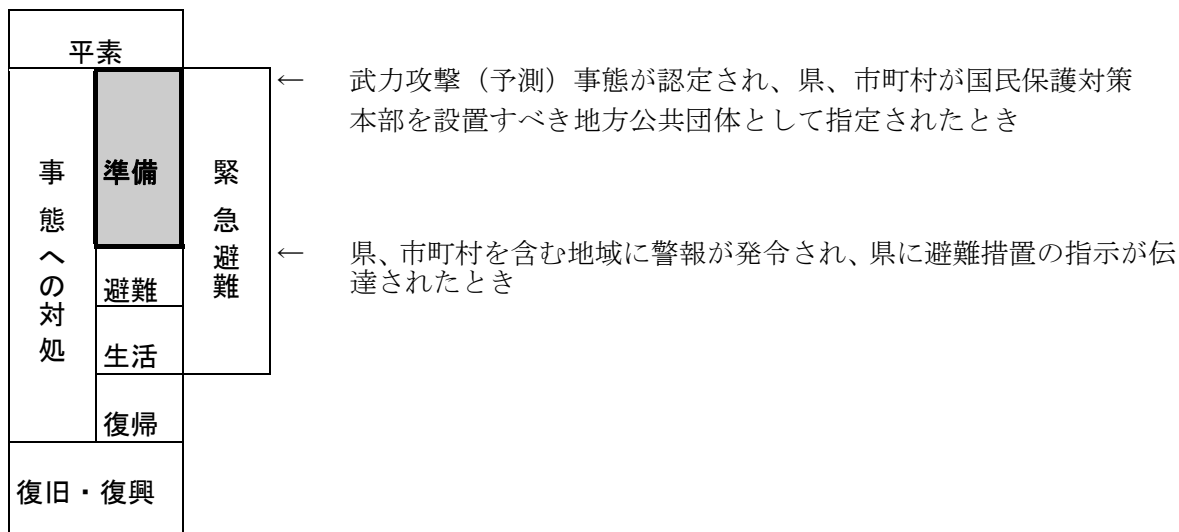
避難タイプとの関連（※避難タイプ：第2章1（3）参照）

大規模	中規模	小規模
<ul style="list-style-type: none"> ●情報の収集 ●広報 ●県の避難先都道府県との連絡調整後→県外の避難先市町村との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●広報 ●県内の避難先市町村との連絡調整 ●県の避難先都道府県との連絡調整後→県外の避難先市町村との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報の収集 ●広報 ●県内の避難先市町村との連絡調整

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

また、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

市は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、速やかに必要な諸準備を整えます。

この際、以下の諸点に注意します。

- ①避難の指示など情報の住民への確実な伝達
- ②県、関係機関・団体との連携の強化
- ③緊急事態が発生した場合の的確かつ迅速な対処

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

県、関係機関・団体、及び消防団、自治会などを通じた市内からの情報収集を強化します。

併せて収集した情報についての的確かつ迅速に提供が行えるよう連絡体制、通信機器等を確認します。また、住民に対し防災行政無線、CATV等を通じ適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

速やかに市の組織を国民保護体制へ移行し、職員に特殊標章を着用させます。また、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難実施要領を策定し、避難住民の誘導ができるよう、消防団の警戒体制など避難の体制、資機材等について必要な確認及び準備が実施を完了します。

エ 救援の準備

県が救援の指示を受けた際は、速やかに救援を補助又は法定受託できるよう備蓄物資など必要な確認及び準備を完了します。また、必要に応じて県に対し物資の売渡要請等の措置を要請します。

オ 武力攻撃災害の予防・対処準備及び対処

生活関連等施設の安全確保、消防団の警戒体制など武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生・拡大しないよう、生活基盤の確保等に必要な予防・対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置を県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割**(1) 市（「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用）**

各対策部	内 容
共 通	1 その他市長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項
統括部	1 市国民保護措置の総括 2 市国民保護対策本部の設置 3 市内における避難準備の総合調整 4 避難準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 総合支所（対策支部）との連携及び情報収集・伝達に関すること
総務部	1 警報伝達、避難の指示経由等の準備 2 危険物質等の保安対策準備 3 特殊標章等の交付 4 避難施設・一次集合場所等の指定準備 5 運送の計画、手配・運営準備等 6 職員の服務、給与、動員・派遣・受入準備等 7 職員の活動支援、安否等に関する準備 8 市有財産・車両等の管理、運用等の準備 9 人権の擁護に関すること 10 戸籍等の保護に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 11 外国人の保護に関すること 12 市役所仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等 13 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 14 費用の出納及び物品の調達 15 義援金品の収配準備等 16 食品、生活必需品の確保、給与準備 17 その他各部局の事務に属さないこと
情報部	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難準備等に係る広報・広聴 2 情報の収集・提供等準備 3 写真等による情報の記録・収集等 4 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 5 ボランティアに関すること
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集・伝達等の準備 2 要配慮者の避難・救援準備に関すること 3 避難所・一次集合場所等の開設・運営の準備 4 保育所園児の避難準備等に関すること 5 保育所園児の応急保育の準備 6 生活支援及び他部に属しない保護に関すること
医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の対策等準備 2 感染症の予防、対策等 3 赤十字標章等の使用許可申請 4 住民の健康維持、保健衛生の準備 5 食品衛生、水質検査等の準備 6 有害物質等の保安対策準備
経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の対策準備 2 観光業、観光客の避難・保護等準備
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係の対策準備 2 農道・林道・ため池・漁港等施設の状況確認・確保・情報提供 3 家畜防疫、死亡獣畜処理等の準備
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路（農道・林道を除く）の状況確認・確保・情報提供に関すること 2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等に関すること 4 武力攻撃災害の応急復旧等の準備 5 市街地等の状況把握、対策等に関する準備 6 公共土木施設等の状況把握、対策等に関する準備 7 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等の準備 9 土木資機材等の手配準備

	10 建築の制限、緩和等の準備 11 特殊車両の通行許可に関する事 12 市営住宅の調査・提供・応急復旧準備 13 応急公用負担の準備等
環境下水道部	1 下水道の応急復旧等の準備 2 死体処理、埋葬の準備 3 廃棄物・し尿処理の準備 4 入浴施設、トイレ等確保・提供の準備 5 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備
議会部	1 市議会に関する事
文教部	1 児童生徒・幼稚園児の安全確保、避難準備等に関する事 2 児童生徒・幼稚園児の救護、応急教育の準備 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 4 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する準備等 5 文化財の保護準備に関する事
医療部	1 市立病院の医療、助産、避難の準備に課すること
水道部	1 上水道の応急復旧・給水等の準備
消防部	1 住民の避難誘導、避難行動要支援者等の避難補助準備 2 消火・救助及び武力攻撃災害の防除、軽減 3 住民への情報伝達及び情報収集
対策支部	1 住民の避難誘導に関する事 2 総合支所管内の情報収集・伝達 3 各主管部局の事務に関する事

(2) 県

機関名	内 容
県	1 県国民保護対策本部の設置 2 県内国民保護措置の総合調整 3 県内の避難準備の総括 4 武力攻撃災害対処の総括

(3) 指定地方行政機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内 容
共 通	1 国民保護措置の準備、実施

	(1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急復旧に関する措置
--	---

(5) 指定公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

4 活動要領

(1) 情 報

ア 武力攻撃（予測）事態の認定等の伝達

市長（危機管理部）は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③県、市に対する国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住民、関係機関・団体へ伝達します。

イ 情報収集、分析及び提供

(ア) 情報収集

市（各担当部）は、避難の指示及び救援の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体及び消防団、自治会等からあらかじめ必要な情報を収集します。収集した情報は、**危機管理部へ集約**します。

この際、近隣市町村の情報収集及び連絡調整に注意します。

(イ) 情報分析

市長（危機管理部ほか各担当部）は、県、関係機関・団体等からの情報資料を集約し、処理（記録・評価・分析）等を行うとともに、市対策本部に地図等の図表を設置します。

(ウ) 情報提供

a 情報提供項目

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 武力攻撃（予測）事態の内容 |
| 2 | 県、市等の活動状況 |
| 3 | 市内及び周辺の被災情報 |
| 4 | 避難準備の呼びかけと注意事項 等 |

b 情報提供体制

市長（危機管理部ほか各担当部）は、防災行政無線、CATV及び消防団、自治会などを通じ、住民、関係機関・団体に対して適時適切に情報を提供し、避難準備を要請します。

この際、集客施設、観光施設・団体等と連携して、来客、従業員等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

(エ) 別紙第1「情報計画」参照

ウ 安否情報

市長（企画推進部）は、消防団、自治会、県（地域振興部）、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、平素から各自治会などの有する情報及び安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

市長（危機管理部、企画推進部）は、消防団、自治会、県（危機管理局）、東部消防局、警察署、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

市長（危機管理部）は、防災行政無線、CATV等の通信機器及び消防団、自治会等を通じた通信体制を確認し、補修、バックアップ体制の確保など所要の対策を完了します。

また、必要に応じ電気通信設備の優先利用等を要請します。

カ その他

(ア) 警報の伝達、避難の指示の経由

避難の準備中に、知事（危機管理局）から警報の通知・避難の指示を受けた場合、**市長（総務部）**は、速やかに別紙第5「避難段階の計画」4（1）項に準じて伝達、通知します。

(イ) 武力攻撃災害兆候等の通報

避難の準備中に武力攻撃災害兆候等が生じたときには、**第6章2（3）ウ（イ）b項**に準じて実施します。

(2) 実施体制

ア 市の国民保護体制への移行

市（危機管理部）は、対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときには、原則として通常業務を中止し、組織、人員配置の変更、消防団の警戒体制、先遣隊の編成、派遣準備など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

市（危機管理部）は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときには、直ちに**第4章**の定めるところにより、対策本部を設置し、その旨を通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保 2 通信システムの起動、資機材の配置等 3 会議報告及び県、指定地方公共機関等への通知 4 現地対策本部、予備対策本部等の設置準備 |
|---|

(イ) 対策本部会議の開催

対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各担当部の状況 ・政府、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況 ・市内の状況
基本活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の強化 ・人命の最優先 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資及び資機材等の確認とその準備

ウ 関係機関の国民保護体制への移行

（ア）関係機関の体制

以下のとおり、国民保護体制へ移行することとされています。

a 県の国民保護体制への移行

県は、国民保護体制へ移行するとともに県対策本部を設置することとされています。

b 消防の国民保護体制への移行

消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、消防局における消防対策本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害等の発生に備えることとされています。

また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合には直ちに応援を要請することとされています。

c 警察の国民保護体制への移行

警察本部は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えることとされています。

また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分に対応できないおそれがある場合には、公安委員会へ報告し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は公安委員会が応援を要請することとされています。

市は、各機関との連絡調整、情報共有を強化し、また、必要に応じて応援、連絡要員の派遣などを求めます。

（イ）公共的団体との連絡調整

市（危機管理部ほか各担当部）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときには、直ちに市内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

（ウ）その他

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に**県（危機管理庁）を通じて**行いますが、武力攻撃災害の発生など**緊急の場合には直接通報、協力要請**を行います。

また、近隣の市町村等と情報共有、避難、救援準備に係る連絡調整を行います。

なお、**県外への避難が予測される場合は、県（危機管理局）を通じて避難先都道府県との協議（法第58条第1項）、情報収集及び連絡調整**を行います。

エ 特殊標章等の交付等

（ア）市職員等への特殊標章等の交付

- a 市職員で国民保護措置に係る**職務を行う者**
- b 市が実施する国民保護措置の実施に必要な**援助について協力する者**

（イ）施設等への特殊標章の表示

市（総務部ほか各担当部）は、国民保護措置のために使用され場所・施設等を識別させるため、市役所、総合支所、車両等に特殊標章を表示し又は準備します。

（3）補給支援

ア 市内の補給体制の準備

市（危機管理部、総務部）は、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体と連絡調整の上、市内の補給体制の準備を完了します。

この際、必要に応じ近隣の市町村との連絡調整、要請などを実施します。

（ア）県による補給支援の準備

- a **県対策本部は、補給支援センターを開設**することとされています。
- b 補給支援センターは、補給支援組織（緊急物資集積地域、緊急物資集積所、補給幹線）の確認、準備を行うこととされています。
- c **補給支援組織の各施設管理者は、その管理する施設の確認、支援準備（開設、改修補充等）**を行うこととされています。
- d **県は、併せて市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化など、県内の補給支援体制を準備**することとされています。

（イ）市内の補給体制の準備

a 補給施設の準備

市（危機管理部、総務部、福祉部）は、市内の一次集合場所、中継施設及び避難住民の休憩施設、補給支援組織など補給を実施する施設の状況を確認し、補給支援の準備（開設、改修、補充など）を行います。

b 補給組織の準備

市は、自主防災組織、自治会などからなる市内の補給組織を準備し、配分などについて協力を要請します。

イ 補給所要量、補給能力の見積

（ア）補給必要量の見積

市（危機管理部）は、住民数などから想定される避難住民数等をもとに補給所要量の見積を作成します。

この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数、補給が必要となる品目、数量等が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積

市（危機管理部ほか各担当部）は、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、あらかじめ避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力の準備を要請するとともに、県、各関係機関・団体の補給能力等について確認します。

この際、運送能力との調整に注意します。

ウ 当面必要な補給品の取得など**(ア) 補給品の取得**

市（危機管理部ほか各担当部）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品について優先的に取得、又は取得の準備を行います。

この際、季節、状況等による需要の差異、要配慮者に必要な補給品について注意します。

(イ) 補給品の確保

市長（危機管理部ほか各担当部）は、補給品のうち不足が見込まれる品目等について、速やかに県（危機管理局ほか各部局）等へ支援を要請します。

また、必要に応じて県（危機管理局ほか各部局）に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 運 送**ア 業務実施の基本的事項**

県は、避難の指示等の際、速やかに避難住民の運送及び緊急物資の運送が実施できるよう、準備を行うこととされています。

市（総務部）は、市内の運送が円滑に行われるよう、以下のとおり準備します。

この際、避難行動要支援者に係る運送の準備に特に注意します。

- 1 消防団、自治会等を通じた市内の状況確認及び運送量の見積
- 2 県（地域振興部、商工労働部）、関係機関・団体との連絡調整の強化
- 3 運送手段の確保、手配
- 4 消防団の警戒体制、自主防災組織・自治会との連絡調整など運送体制の準備

イ 市内の運送支援施設の準備

市（危機管理部、総務部、都市整備部）は、県（危機管理局、県土整備部）、関係機関・団体と連絡調整の上、市内の運送支援施設の準備を完了します。

(ア) 道路状況の確認

市（都市整備部）は、市内の道路状況を確認し、県（県土整備部）へ報告します。

また、県（県土整備部）から県内の道路情報を収集するとともに、近隣の市町村と道路情報を共有します。

(イ) 運送網の準備

県は、国対策本部長が定める「道路の利用指針」（特定公共施設利用法第12条）に沿って、侵害排除のための活動を行う自衛隊の進路と避難経路を調整し、道路使用計画（案）をさくせいすることとされています。

市（危機管理部、都市整備部）は、運送網となる路線等について必要な準備（確認、応急復

旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を行います。

特に山間部、冬季の路線確保に注意します。

また、必要に応じ県（県土整備部）、近隣市町村などに確保を要請します。

ウ 運送業務

（ア）運送手段の状況確認・準備

市（総務部、経済観光部、都市整備部）は、県（危機管理局、地域振興部、商工労働部）、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。

（イ）運送手段の要請準備

市（総務部）は、市内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員運送などに要する車両等を見積るとともに、県（地域振興部、商工労働部）と連絡調整を行い、運送手段の要請準備を完了します。

（ウ）運送割当計画（案）、運送計画（案）の作成

市（総務部）は、車両、列車、航空機、船舶等の状況及び県（危機管理局、会計管理者、地域振興部、商工労働部、農林水産部）が作成した県運送割当計画（案）、県運送計画（案）により、割り振られた運送手段、台数などを確認し、市内の運送割当計画（案）、市運送計画（案）を作成します。

エ 避難行動要支援者の避難準備

（ア）状況確認・準備

市（福祉部）は、県（福祉保健部、観光交流局）、自治会、避難行動要支援者に係る施設、社会福祉協議会その他関係機関・団体（介護事業者団体を含む）と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備（体制の確認、整備、補充など）を実施します。

a 在宅の避難行動要支援者

市（企画推進部、福祉部）は、自治会等を通じ各地区の避難行動要支援者の状況を確認し、消防団、自主防災会組織、自治会及び防災行政無線、CATVなどを通じて避難準備を呼びかけます。

b 避難行動要支援者に係る施設

市（福祉部）は、市内の避難行動要支援者に係る施設の管理者を通じて各施設の状況を確認し、避難準備を呼びかけます。

（イ）避難行動要支援者避難誘導計画（案）の作成など

市（福祉部）は、避難行動要支援者避難誘導計画（案）を作成し、地区、施設ごとの避難について決定・手配するとともに、必要に応じ県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援の要請を行います。

また、同計画（案）に基づき、消防団の警戒体制、自主防災組織、自治会、東部消防局との連携など市内の体制及び担架などの資機材を準備します。

（5）衛生

ア 業務実施の基本的事項

市（健康子ども部）は、避難、救援等の際、的確かつ迅速に医療、助産等を提供し、衛生を確

保することができるよう、体制、資機材等を確認、準備します。

この際、感染症等の予防、対処準備に注意するとともに、市立病院について、避難、医療の提供などの準備を行います。

イ 衛生支援組織

県（福祉保健部）は、臨時医療施設の設置、医療用資機材、医薬品等の手配などを行うとともに、救護班の派遣、医療機関などにおける受入準備等の要請準備を行う

市（健康子ども部、市立病院）は、市内の衛生支援組織の確認、支援、市立病院における救護班の編成、派遣準備などを行うとともに、一次集合場所に救急箱などを配布します。

ウ 治療業務

（ア）状況確認・準備

県（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等提供体制の状況確認及び必要な準備（医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救護班編成準備など）を実施することとされています。

市（健康子ども部）は、市内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、県と連絡調整の上、要請等の準備を行います。

（イ）武力攻撃災害等への対処準備及び対処

市（健康子ども部）は、武力攻撃災害が発生したときには、速やかに県（福祉保健部）、東部消防局、警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処します。

なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合には、直ちに県（福祉保健部）へ連絡し、支援を要請します。

- 1 被害状況を確認し、県（福祉保健部）、東部消防局、警察署等と情報を共有します。
- 2 県（福祉保健部）に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を要請

エ 搬送業務

（ア）状況確認・準備

県（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施することとされています。

市（危機管理部、健康子ども部）は、以下のとおり市内搬送の準備を完了します。

- 1 県（危機管理局、福祉保健部）、東部消防局、警察署、臨時医療施設、医療機関、市社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認
- 2 搬送準備の実施（市有車両、資機材の確認及び整備・補充、消防団、自主防災組織等要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など）

（イ）武力攻撃災害発生時の対処

市（危機管理部、健康子ども部）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり対処します。

- 1 被害状況を確認し、県（危機管理局、福祉保健部）、東部消防局、警察署等と情報を共有
- 2 県（危機管理局、福祉保健部）等に対し、以下のとおり要請

- ① 救急車の集中運用による搬送と増援
 - ② 県・市有車両などによる搬送と警察車両による誘導
 - ③ 医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割振り
 - ④ 特殊車両や航空機等による搬送
 - ⑤ 緊急消防援助隊の要請・受入
 - ⑥ 不足する人員、資機材等の支援要請
- ※県、東部消防局、警察署等との情報共有の際、大規模又は特殊武器を用いた武力攻撃災害の発生が疑われる場合など、トリアージの実施が必要と見込まれる場合には直ちにその旨を通報

オ 防疫業務

県（福祉保健部）は、以下のとおり防疫業務を行うこととされています。

- 1 予 防**
 - (1) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒、診療など
 - (2) 感染症の予防、発生時の対処等について関係機関・団体に徹底
- 2 感染症等が発生した場合の対処**
 - (1) 直ちに病原体検査、消毒、隔離、診療などを実施
 - (2) 不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請

市（企画推進部、健康子ども部、下水道部）は、県（福祉保健部）、県東部医師会など関係機関・団体と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底し、住民へ周知するとともに、市内で感染症等が発生した場合には直ちに県（福祉保健部）へ連絡します。

また、浄水場等の水質検査、監視を強化します。

カ 健康管理業務

市（健康子ども部）は、県（福祉保健部、生活環境部）、関係機関・団体と連絡調整の上、避難、救援の際の市内住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ 市立病院業務

（ア）状況確認

市（市立病院）は、市立病院の以下の状況を確認し、県（福祉保健部）へ通知します。

- 1 医療用人員（医師、看護師等）、医療用資機材、医薬品等の状況
- 2 受入可能患者数の等の状況
- 3 市立病院の施設、ライフライン、周辺の状況など

（イ）市立病院の避難準備

市立病院は、状況に対応した市立病院避難計画（案）を作成し、避難の体制、人員、資機材などを準備（整備、補充など）するとともに、不足する人員等については、県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 市立病院の医療、助産等提供準備

市立病院は、状況に応じ市立病院医療提供計画（案）を作成し、医療、助産等の提供の体制、人員、資機材、医薬品等を準備（整備、補充など）し、不足する人員等については、県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(エ) 武力攻撃災害被災者等への対処

市立病院は、武力攻撃災害等が発生したときは直ちに、患者の受入れ、救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模又は特殊武器を用いた武力攻撃災害等については、速やかに県（福祉保健部）、東部消防局、鳥取・浜村・智頭警察署、その他関係機関・団体に支援を要請します。

ク 廃棄物・し尿の処理**(ア) 廃棄物・し尿処理体制の準備**

市（下水道部）は、避難住民等の救援、武力攻撃災害の発生などの際には速やかに以下の事項に配慮し、廃棄物・し尿を処理し得る体制を準備・継続します。

- 1 県（生活環境部）、東部広域行政管理組合、廃棄物・し尿処理業者、その他関係機関・団体との連絡調整、協力要請
- 2 廃棄物・し尿収集、仮設トイレなど不足が見込まれる施設、資機材、燃料等の整備、補充、手配、支援要請

(イ) 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生時の廃棄物・し尿処理等

避難住民の救援、武力攻撃災害等発生の際は、直ちに以下のとおり対処します。

- 1 廃棄物仮置き施設、仮設トイレ等の開設及び関係機関等への周知
- 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供
- 3 廃棄物・し尿の収集
- 4 東部広域行政管理組合に対する廃棄物・し尿の処理要請

(ウ) 廃棄物処理の特例（法第124条）

避難準備中に大規模な武力攻撃災害等が発生し、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときには、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(6) 施設**ア 業務実施の基本的事項**

市（総務部、福祉部）は、避難の際速やかに必要な一次集合場所、避難所及び臨時医療施設などが提供できるよう準備を完了します。

このため、県（福祉保健部、県土整備部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、以下のとおり準備します。

- 1 一次集合場所、避難所、臨時医療施設の候補施設等の状況確認
- 2 一次集合場所の開設及び避難所、臨時医療施設の開設準備
- 3 必要な土地使用の同意

- | |
|------------------------|
| 4 市有施設の転用準備 |
| 5 市役所仮庁舎、現地対策本部などの設置準備 |

イ 施設所要量、供給可能量の見積りなど

(ア) 一次集合場所、避難所、臨時医療施設

a 所要量

市（危機管理部、総務部）は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃（予測）事態の状況、予想される避難住民数の情報を早期に入手し、一次集合場所等の所要量を地区別に見積ります。

b 供給能力

市（総務部）は、一次集合場所等の供給可能量について、あらかじめ指定された避難施設、応急仮設住宅、市営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給能力等をもとに地区別に見積ります。

(イ) 公共施設

市（総務部）は、必要に応じ市役所仮庁舎、現地対策本部などが設置できるよう、必要回線数などを見積り、候補施設（総合支所など）の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

ウ 建設

(ア) 一次集合場所など

a 一次集合場所

市（福祉部）は、あらかじめ指定している一次集合場所の管理者、消防団、自主防災組織、自治会などに一次集合場所の開設、住民の受入準備（備品、台帳類の整備など）を指示します。

また、必要に応じて一次集合場所に職員、消防団員等を派遣し、受入準備を実施します。

b 避難所、臨時医療施設

県（危機管理局ほか各部局）は、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備するとともに、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備することとされています。

市（危機管理部、福祉部、都市整備部）は、県（危機管理局、福祉保健部、県土整備部）などと連絡調整の上、以下のとおり市内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

1 あらかじめ指定された避難施設等

市内の避難施設等の状況を確認して開設を支援

2 応急仮設住宅等

建設予定地の使用可能状況を確認

（応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含む）

3 市営住宅等

市営住宅等の空き状況を確認して一般の募集などを停止

4 市所管施設

市所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用等を停止し、避難所などへの転用を準備

(イ) 公共施設

市（総務部）は、必要に応じ速やかに現地対策本部などを設置できるよう、候補施設（総合支所等）の確認、発注の準備等を行います。

エ 土地利用**(ア) 一次集合場所など**

県（県土整備部ほか各部局）は、以下のとおり土地利用の準備を行うこととされています。

市（総務部、都市整備部）は、県の当該土地利用準備に対処して以下のとおり市内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。

この際、建設用地の所要量、供給能力の見積、必要な協力及び今後体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

県の土地利用準備	市の業務
1 建設候補地の状況確認	市内の建設候補地を確認
2 建設用地の事前確保、使用許可	必要に応じ県（県土整備部）に対し土地使用の手続きを要請
3 市有地等の転用	一般売却等は停止
4 建設用地における応急仮設住宅等の建設準備	
5 賃貸借等の契約準備	
6 関係機関・団体等への連絡、協力準備要請、支援要請	

(イ) 公共施設

市（都市整備部）は、市役所仮庁舎、現地対策本部などの候補地のうち用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人事運用**ア 職員の配置変更、派遣要請など****(ア) 職員の配置変更**

市（総務部）は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難・救援指示の際、又は、各課等から要請があった場合、速やかに必要な配置変更が実施できるようあらかじめ見積り、計画など準備を行うとともに、各課から要請があった場合、速やかに調整、対処します。

※部内の職員の配置変更については部長が、総合支所内の配置変更については総合支所長が、それぞれ調整、対処します。

(イ) 職員の派遣要請、あっせん要請の準備

市（総務部）は、必要な場合には速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらかじめ派遣要請、あっせん要請を行う職員の職種、人数などを見積り、県（総務部）との連絡調整により派遣要請、あっせん要請の準備などを行います。

※指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

（ウ）職員の派遣準備

市（総務部）は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積り、発令及び発令に伴う支援の準備など、職員の派遣準備を行います。

イ 被災者の捜索、救出

（ア）被災者の捜索、救出態勢の準備

市（危機管理部、企画推進部）は、警察署、東部消防局、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生時には速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

（イ）武力攻撃災害発生時の被災者の捜索、救出

市（危機管理部）は、武力攻撃災害等が発生した場合には、直ちに警察署、東部消防局、消防団などと連絡調整を行い、情報の収集・提供、被災者の捜索、救出の要請などを実施します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の処理

（ア）埋葬、火葬等体制の準備

市（下水道部）は、武力攻撃災害発生の際は以下の事項を考慮し、速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を準備、継続します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 県（生活環境部）、東部広域行政管理組合、葬祭業者、その他関係機関・団体との連絡調整 2 市内の遺体安置施設の開設準備（公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など）及び市営墓地等の準備 3 不足が見込まれる施設、資機材（棺、ドライアイス等）、燃料等の補充、支援要請手配など |
|---|

（イ）武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 遺体安置施設の開設及び警察署、東部消防局など関係機関等への周知 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供 3 火葬、埋葬の許可は、厚生労働大臣が手続きの特例を定めたときはこれによる 4 東部広域行政管理組合に対する火葬要請は、厚生労働大臣が手続きの特例を定めたときはこれによる 5 市営墓地等への埋葬及び墓地等管理者に対する埋葬要請は、厚生労働大臣が手続きの特例を定めたときはこれによる |
|---|

（8）武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

市（危機管理部ほか各担当部）は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下のとおり準備します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 県（危機管理局）、東部消防局、警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連絡 2 消防団の警戒体制など武力攻撃災害発生時の即応体制の準備 |
|--|

- 3 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備
- 4 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備

イ 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

（ア）市内の生活関連等施設の安全確保

知事、県公安委員会などは、以下のとおり生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずることとされています。

措 置	措置者	場 合	内 容
安全確保のため必要な措置の要請	知 事	・特に必要であると認めるとき（※）	・県公安委員会、海上保安部長等の意見を聴いて生活関連等施設の管理者に対し、安全確保のための警備の強化、施設の改善等を要請
		・必要な場合（※）	・県公安委員会、海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請
	生活関連等施設の管理者	・必要な場合	・警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を要求
立入制限区域の設定	県公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長	・知事から要請があったとき ・事態に照らして特に必要があると認めるとき	・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 ・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間その他必要な事項を公示
	警察官、海上保安官	・立入制限区域が指定されたとき	・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる
国対策本部長に対する総合調整の要請	県対策本部長	・大規模、特殊な武力攻撃災害が発生したとき	・消防庁を通じ、国対策本部長に対して、必要な措置に係る総合調整を要請（隣接他県の区域における立入制限区域の指定等）

※ダム、危険物質等取扱等は速やかに要請、発電所、駅、空港等は危険が切迫している場合速やかに要請

市長（危機管理部、総務部）は、知事等への情報提供、情報共有、知事等の行う安全確保措置への協力及び必要な措置の要請等により市内の生活関連等施設の安全確保に努めます。

（イ）市が管理する生活関連等施設の安全確保

a 職員の派遣など

市（総務部）は、**市管理の生活関連等施設**について、**職員、消防団員等の派遣**、**施錠の強化**、**警備施設の設置**などの安全確保を実施します。

b 巡回などの要請

市（危機管理部）は、市管理の生活関連等施設について、必要な場合は警察署、東部消防局、海上保安部、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

ウ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止の措置（法第103条）

県（危機管理局ほか各部局）は、①武力攻撃事態等において危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合にはこれを防除し、又は軽減するときには以下の措置を行うこととされています。

1 危険物質等取扱所の警備の強化

危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の系の強化を求める

2 危険物質等の取扱者に対する措置命令

緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、別表に掲げる措置を講ずべきこと命じる

市（危機管理部、健康こども部）は、市内の危険物質等について把握し、県などと連携して防止措置に当たるとともに、必要に応じて県などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

【別表】危険物質等の武力攻撃災害防止措置

危険物質等の種類	措 置			要請権者
	取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄物又は所在場所の変更	
危険物（消防法）	○ 第12条の3	●	●	知 事
毒物、劇物 （毒物及び劇物取締法）	●	●	●	（製造業者、輸入業者） 厚生労働大臣 （販売業者、特定毒物研究者） 厚生労働大臣、知事
火薬類 （火薬類取締法）	○ 第45条	○ 同左	○ 同左	（販売、貯蔵（火薬庫設置）、廃棄） 知 事 （譲渡、譲受、消費） 消防局長 （運 搬） 公安委員会、国土交通大臣
高圧ガス （高圧ガス保安法）	○ 第39条	○ 同左	○ 同左	消防局長
核燃料物質等 （原子力基本法）	○ 国民保護法 第106条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会、国土交通大臣

核原料物質 (原子力基本法)	●	●	●	原子力規制委員会
放射性同位元素 (放射線障害防止法)	○ 第33条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会
毒薬、劇薬 (医薬品医療機器等法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚生労働大臣 (薬局が所持するもの) 厚生労働大臣、知事 (専ら動物目的のもの) 農林水産大臣
高压ガス (電気事業法)	●	●	●	経済産業大臣
生物剤、毒素 (生物兵器禁止法)	●	●	●	主務大臣
毒性物質 (化学兵器禁止法)	●	●	●	経済産業大臣

●：令第29条による措置　○：個別規制法により措置可能なもの

エ 石油类等危険物保管施設の応急措置

県（危機管理局）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該施設の実態に応じて以下に掲げる措置を講ずるよう指導することとされています。

- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動と活動要領の制定
- 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

市（総務部）は、市内の危険物保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県に指導を行うよう要請します。

オ 火薬類保管施設の応急措置

県・指定地方行政機関は、火薬類保管施設について、以下のとおり対応することとされています。

機関名	対応措置
県 (危機管理局)	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導

	また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を実施
中国四国産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等及び鉱山における火薬類の消費現場が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を実施 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を実施

市（総務部）は、市内の火薬類保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県などに対し対応措置をとるよう求めます。

カ 高圧ガス保管施設の応急措置

（ア）市の対応措置

市（総務部、企画推進部）は、市内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり対応措置を実施します。

1	住民に対する退避の指示
2	避難住民の誘導
3	避難所の開設
4	避難住民の保護
5	情報提供
6	関係機関との連絡

（イ）県、関係機関の対応措置

県・関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

機関名	対応措置
高圧ガス事業所	1 施設警備の強化などにより、ガス漏れ等の予防に努める 2 ガス漏れなどが発生した場合、直ちに災害の拡大防止、被害の軽減及び関係機関への速やかな情報提供に努める
県 (危機管理局)	1 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制 武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請 2 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制 武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を超えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、隣接県との間で情報連絡を実施
警察署	1 ガスの拡散が急速で、市町村若しくは県による避難の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、退避の指示を実施 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努める 3 避難区域内への車両の交通規制を実施

	4 避難路の確保及び避難住民の誘導を実施
消防局	1 ガスの拡散が急で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、退避の指示を実施 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努める 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努める 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施するよう努める
中国四国産業保安監督部	武力攻撃災害の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設車等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止

市（総務部）は、対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の実施について要請を行います。

キ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(ア) 市（教育委員会）の応急措置

市（教育委員会）は、市立学校の毒物・劇物の応急措置について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。

- 1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- 2 出火防止及び初期消火活動
- 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- 4 実験中における薬品容器・実験容器の転倒・落下防止、転倒・落下等による火災等の防止
- 5 児童生徒等に対する発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達
- 7 避難場所及び避難方法

(イ) 県、関係機関の対応措置

県・関係機関は、以下のとおり応急措置を実施することとされています。

機関名	対応措置
県 (福祉保健部・生活環境部)	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱業者に対し指示 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を実施
県 (教育委員会)	市の教育委員会に同じ
消防局	1 有毒物質等の拡散が急速で、市町村若しくは県による台日の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を実施 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を実施 3 関係機関との間に必要な情報連絡を実施

4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施

市（危機管理部）は、応急措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置について要請します。

ク 放射線使用施設の応急措置

県・関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

機関名	対 応 措 置
消防局	1 放射線源の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 2 災害応急活動を実施
県 (生活環境部)	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施
県 (商工労働部)	産業技術センターにおいて、職員による非常動員体制をとり施設内のR I等の露出、流出に伴う緊急措置に関し待機するとともに、出火に際しては、初期消火に努め、また、立入禁止区域を設定 なお、関係機関から応急対策について緊急要請がある場合は、技術的援助を実施
放射性同位元素使用者等	武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線障害防止法」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告
原子力規制委員会	必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じる

市（危機管理部ほか担当部）は、市内の放射線使用施設の状況を確認し、必要に応じ対応措置について要請します。

ケ 危険動物の逸走時対策

県・市・警察・消防は、危険動物の逸走時対策について、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

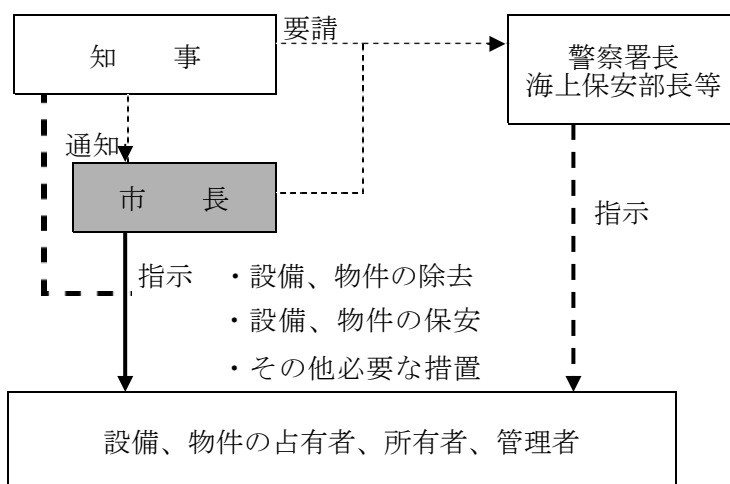
機関名	対 応 措 置
市 (鳥取市保健所)	1 情報の収集及び県・市町等との連絡調整 2 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整
市 (鳥取市保健所)	1 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 2 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置
県 (農林水産部)	

警察本部	1 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警職法）
消防局	1 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

市（健康こども部）は、市内で危険動物の逸走が発生した場合は、直ちにこれらの機関に通報し、対応措置を要請するとともに、必要に応じ周辺地区住民への周知、猟友会との連絡調整など必要な措置を行います。

コ 事前措置（法第111条）

市（危機管理部、総務部）は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の禁止、処理、整理等）を占有者、所有者または管理者に対して指示します。

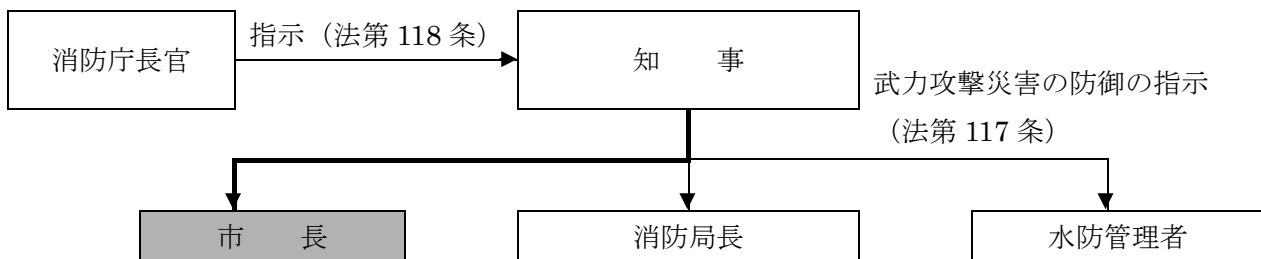


サ 知事の防御の指示（法第117条第1項）

知事（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、水防管理者に対し所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきこと指示することとされています。

市（危機管理部）は、防御の指示を受けたときは、速やかに指示に基づき、以下のとおり応援を行います。

- 1 武力攻撃災害の発生前において災害を応急的に防止
- 2 武力攻撃災害発生時においてこれを鎮圧



シ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」2

(2) エ項に準じて対処します。

(イ) 緊急通報の伝達

避難の準備中に、知事（危機管理局）から緊急通報の通知を受けた場合、**市（危機管理部、総務部）は、速やかに第6章2（3）ウ（イ）c項に準じて緊急通報を伝達します。**

(ウ) 応急措置

a 退避の指示

市（危機管理部ほか各担当部）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます。）、住民を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときには、速やかに第6章2（3）ウ（イ）d項に準じて退避を指示します。

b 応急公用負担

市（危機管理部ほか各担当部）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生のおそれがある場合を含みます。）、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときには、速やかに第6章2（3）ウ（イ）f項に準じて応急公用負担を実施します。

c 警戒区域の設定

市（危機管理部ほか各担当部）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます。）、住民に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、速やかに第6章2（3）ウ（イ）e項に準じて警戒区域を設定します。

(エ) 緊急消防援助隊・消防応援隊の要請・受入

県（危機管理局）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施することとされています。

市（危機管理部）は、県（危機管理局）に対し市内の状況を連絡し、必要と認めるときには速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣を求めるとともに、緊急消防援助隊、県内消防応援隊の市内への受入れ、市内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、**市（経済観光部、企画推進部）は、第6章2（3）エ（ア）項により、生活関連物資等の価格監視を実施し、必要と認めるときは、県（生活環境部）に対し価格安定措置を実施するよう要請します。**

イ ライフライン等の確保

(ア) **市（下水道部、農林水産部、水道局）は、第6章2（3）エ（イ）項により、市が管理する上下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復旧など確実に確保します。**

(イ) **市（都市整備部）は、県、ライフライン事業者等との連携を強化し、電気、ガス、電話など市内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。**

(ウ) この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、**市（危機管理部）は、第6章2（3）エ（ウ）項により、警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請します。**

エ 住民への周知

市（企画推進部）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、不要不急の買占めの防止、防犯など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 市広報の実施

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、**市長（企画推進部）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。**

区 分	内 容
広報項目	<p>1 武力攻撃（予測）事態の概要</p> <p>(1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測</p> <p>(2) 国、県、市などの対応状況</p> <p>2 注意事項</p> <p>(1) 冷静な対応の呼びかけ</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、防災行政無線、CATV等による情報に対する注意喚起</p> <p>(3) 「要請されたときの必要な協力と自発的な意思による協力」の求め</p> <p>(4) 住民からの有事に係る重要な情報を市に連絡する求め</p> <p>3 避難準備の指示</p> <p>(1) 避難に備えて、最寄りの一次集合場所等の確認</p> <p>(2) 避難に備えて、貴重品など持出品の用意（手荷物の制限を含む）</p> <p>(3) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決定</p> <p>4 避難、救援の概要</p> <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報</p> <p>(1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは市、県などで用意</p> <p>(2) 避難の状況、計画内容</p> <p>(3) 避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 交通の規制</p> <p>(2) 犯罪の予防</p> <p>(3) 旅行の自粛</p> <p>(4) 児童生徒の等下校に対する安全確保</p> <p>(5) 交通機関の運行状況の把握</p> <p>(6) 戸締り、火元、危険物の管理や他の安全対策</p>

	(7) ボランティア等の流入防止
	1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意する呼びかけ
広報手段	1 消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、CATV、インターネット、臨時市報、回覧、電光掲示板などによる広報 2 市等の観光施設、集客施設内などの場内放送等による観光客などへ広報を実施
注意事項	1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を実施 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないように十分に注意 3 混乱発生のおそれが予測される場合には、県、市及び放送機関等において随時必要な対応及び住民への広報、通報を実施

(イ) 広報への協力要請

県対策本部は、**広報センターを設置**し、以下のとおり**広報を一元化、強化**し、また関係機関は以下のとおり広報を行うこととされています。

機 関	内 容
県 (未来づくり推進局)	県広報の実施及び広報への協力要請 1 県政TV、県政ラジオ、インターネット等による住民への広報 2 放送事業者である指定地方公共機関への広報協力要請 3 運送事業者である指定（地方）公共機関への広報協力要請 4 その他指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、公共的団体等への広報協力要請
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設等	場内放送等による来客への広報

市（企画推進部）は、広報の内容、実施について関係機関と密接に連携するとともに、**広く住民に対する広報が必要な項目**については、関係機関に対し広報への協力を要請します。

(ウ) 障がい者、外国人などへの広報

市は、**障がい者、外国人など特に広報が必要な住民**に対して、以下のとおり広報を実施し、又は広報への協力を要請します。

区 分	担任部	内 容
障がい者	福祉部	視覚、聴覚などに障がいをもつ者への広報について、 県（福祉保健部）、障がい者団体等と広報内容などを連絡調整 の上、消防団、自主防災組織、自治会、障がい者団体などの協力を得て実施

外国人	総務部	外国人への広報について、 県（観光交流局）、国際交流団体等と広報内容などを連絡調整 の上、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得て実施
-----	-----	--

イ 広聴

市（企画推進部）は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、市役所、総合支所などに相談窓口を設置し、人員、資機材とを配置するとともに、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

5 その他

（1）応急教育計画

ア 市立学校等の避難の準備

市（教育委員会）は、市立学校及び幼稚園の状況確認、県（教育委員会）との連絡調整などを行うとともに市立学校等の避難に備え以下のとおり市立学校に指示します。

- 1 学校等行事、会議、出張等の中止
- 2 学校及び幼稚園、児童生徒等の状況確認と市（教育委員会）への報告
- 3 児童生徒及び園児への事前連絡と指導
- 4 武力攻撃発生時の対処の確認、周知
- 5 市（教育委員会）、鳥取・浜村・智頭警察署、東部消防局及び保護者等への連絡網の確認
- 6 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 市立学校等の応急教育準備

市（教育委員会）は、児童生徒及び幼稚園児の救援・受入に備え、各市立学校等の人員、施設などの状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

（2）応急保育

市（福祉部）は、（1）項に準じて、保育所の避難の準備及び応急保育の準備を実施します。

（3）文化財の保護

市（教育委員会）は、市指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能であれば**所在場所の変更などの保護措置**を講じます。

また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の保護について、連絡調整、支援を行います。

（4）特殊標章等の交付等

ア 特殊標章等

市（総務部ほか各担当部）は、次の者に**特殊標章及び身分証明書**を交付するとともに、市役所、総合支所、市有車両など国民保護措置のために使用される場所・施設等に**特殊標章**を表示します。

特殊標章、身分証明書等の交付については、台帳により管理します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 市職員で国民保護措置に係る職務を行う者2 市長が実施する国民保護措置に実施に必要な援助について協力をする者 |
|--|

イ 赤十字標章等

市（健康こども部）は、市立病院等で医療に従事する要員や市内の医療のために使用される場所等の赤十字標章等の使用について、県（福祉保健部）に申請します。

（5）ボランティア等の流入防止

市（企画推進部）は、市が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定され、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入防止を呼びかけます。